

世田谷区立地区会館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>世田谷区立地区会館条例 昭和54年 9 月29日条例第47号</p>	<p>世田谷区立地区会館条例 昭和54年 9 月29日条例第47号</p>
<p>第 1 条～第 4 条 省略</p>	<p>第 1 条～第 4 条 省略</p>
<p>(使用の手続等)</p>	<p>(使用の手続等)</p>
<p>第 5 条 施設のうち、会議室、料理講習室、音楽室、体育室、又は自転車等駐車場を使用しようとする者(体育室にあっては、別表第 2 に規定する区内在住者等を除く。)、午後 5 時30分以降に大広間又は和室を使用しようとする者及び午後 6 時以降に多目的室を使用しようとする者は、規則で定める手続により、区長の承認を受けなければならない。</p>	<p>第 5 条 施設のうち、会議室、料理講習室、音楽室、体育室又は自転車等駐車場を使用しようとする者(体育室にあっては、別表第 2 に規定する区内在住者等を除く。)及び午後 5 時30分以降に大広間又は和室を使用しようとする者は、規則で定める手続により、区長の承認を受けなければならない。</p>
<p>2 前項の場合において、同項に規定する施設を使用しようとする者は、使用する目的及び人数に応じた適正な規模の施設を選定するよう努めなければならない。</p>	<p>2 前項の場合において、同項に規定する施設を使用しようとする者は、使用する目的及び人数に応じた適正な規模の施設を選定するよう努めなければならない。</p>
<p>3 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認をしないものとする。</p>	<p>3 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認をしないものとする。</p>
<p>(1) 営利を目的とするとき(区長が相当の理由があると認めただけを除く。)</p>	<p>(1) 営利を目的とするとき(区長が相当の理由があると認めただけを除く。)</p>
<p>(2) 秩序を乱すおそれがあるとき。</p>	<p>(2) 秩序を乱すおそれがあるとき。</p>
<p>(3) 施設の使用の目的又は内容が暴力団(世田谷区暴力団排除活動推進条例(平成24年12月世田谷区条例第55号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。</p>	<p>(3) 施設の使用の目的又は内容が暴力団(世田谷区暴力団排除活動推進条例(平成24年12月世田谷区条例第55号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。</p>
<p>(4) 管理上支障があるとき。</p>	<p>(4) 管理上支障があるとき。</p>
<p>4 区長は、第 1 項に規定する施設を使用しようとする者が、これま</p>	<p>4 区長は、第 1 項に規定する施設を使用しようとする者が、これま</p>

改正後	改正前												
<p>での使用について次の各号のいずれかに該当しているときは、使用の承認をしないことができる。</p> <p>(1) 正当な理由がなく使用の承認を受けた施設を使用しなかったとき。</p> <p>(2) 使用料を納付していないとき。</p> <p>(3) 前2号のほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと区長が認めたとき。</p>	<p>での使用について次の各号のいずれかに該当しているときは、使用の承認をしないことができる。</p> <p>(1) 正当な理由がなく使用の承認を受けた施設を使用しなかったとき。</p> <p>(2) 使用料を納付していないとき。</p> <p>(3) 前2号のほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと区長が認めたとき。</p>												
<p>第6条～第15条 省略</p>	<p>第6条～第15条 省略</p>												
<p><u>附 則(平成 年 月 日条例第 号)</u></p>													
<p>1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p>													
<p>(1) 第5条第1項の改正規定、別表第1の2の部世田谷区立代田地区会館の項の次に次のように加える改正規定、別表第2に次のように加える改正規定及び別表第3の2の部の改正規定(世田谷区立梅丘地区会館の項の改正規定を除く。)並びに次項及び附則第3項の規定 公布の日</p>													
<p>(2) 前号に掲げる改正規定以外の改正規定 規則で定める日</p>													
<p>2 前項第1号の規定にかかわらず、世田谷区立守山地区会館の公用開始の日は、平成31年4月1日とする。</p>													
<p>3 前項第2号の規定にかかわらず、世田谷区立梅丘地区会館の第1会議室、第2会議室、第3会議室及び和室の公用開始の日は、区長が別に定める。</p>													
<p>別表第1(第2条、第3条関係)</p>													
<p>2 北沢地域</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	施設名				<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	施設名			
名称	位置	施設名											
名称	位置	施設名											

改正後			改正前		
世田谷区立代田南地区会館	東京都世田谷区代田一丁目21番11号	会議室 大広間 和室	世田谷区立代田南地区会館	東京都世田谷区代田一丁目21番11号	会議室 大広間 和室
世田谷区立代田地区会館	東京都世田谷区代田四丁目14番3号	大広間 和室	世田谷区立代田地区会館	東京都世田谷区代田四丁目14番3号	大広間 和室
<u>世田谷区立守山地 区会館</u>	<u>東京都世田谷区代田六 丁目21番5号</u>	<u>会議室 多目的室</u>			
世田谷区立梅丘地区会館	東京都世田谷区梅丘一丁目61番16号	会議室 大広間 和室	世田谷区立梅丘地区会館	東京都世田谷区梅丘一丁目2番18号	会議室 大広間
世田谷区立代沢東地区会館	東京都世田谷区代沢一丁目31番8号	会議室 大広間 和室	世田谷区立代沢東地区会館	東京都世田谷区代沢一丁目31番8号	会議室 大広間 和室
世田谷区立代沢地区会館	東京都世田谷区代沢五丁目8番19号	会議室 料理講習 室 大広間 和室 卓球室	世田谷区立代沢地区会館	東京都世田谷区代沢五丁目8番19号	会議室 料理講習 室 大広間 和室 卓球室
世田谷区立新代田区民集会所	東京都世田谷区羽根木一丁目6番14号	音楽室 体育室	世田谷区立新代田区民集会所	東京都世田谷区羽根木一丁目6番14号	音楽室 体育室
世田谷区立羽根木区民集会所	東京都世田谷区羽根木二丁目8番6号	会議室	世田谷区立羽根木区民集会所	東京都世田谷区羽根木二丁目8番6号	会議室
世田谷区立大原区民集会所	東京都世田谷区大原一丁目16番16号	会議室	世田谷区立大原区民集会所	東京都世田谷区大原一丁目16番16号	会議室
世田谷区立北沢二丁目区民集会所	東京都世田谷区北沢二丁目2番7号	会議室	世田谷区立北沢二丁目区民集会所	東京都世田谷区北沢二丁目2番7号	会議室
世田谷区立下北沢駅南口区民集会所	東京都世田谷区北沢二丁目12番10号	会議室	世田谷区立下北沢駅南口区民集会所	東京都世田谷区北沢二丁目12番10号	会議室
世田谷区立下北沢区民集会所	東京都世田谷区北沢二丁目26番6号	会議室	世田谷区立下北沢区民集会所	東京都世田谷区北沢二丁目26番6号	会議室
世田谷区立北沢地区会館	東京都世田谷区北沢三丁目3番10号	会議室 料理講習 室 大広間 和室 卓球室	世田谷区立北沢地区会館	東京都世田谷区北沢三丁目3番10号	会議室 料理講習 室 大広間 和室 卓球室

改正後			改正前		
世田谷区立北沢南区民集会所	東京都世田谷区北沢三丁目25番8号	会議室	世田谷区立北沢南区民集会所	東京都世田谷区北沢三丁目25番8号	会議室
世田谷区立北沢区民集会所	東京都世田谷区北沢四丁目24番22号	会議室	世田谷区立北沢区民集会所	東京都世田谷区北沢四丁目24番22号	会議室
世田谷区立松原地区会館	東京都世田谷区松原五丁目17番6号	会議室 大広間 和室	世田谷区立松原地区会館	東京都世田谷区松原五丁目17番6号	会議室 大広間 和室
世田谷区立六所橋区民集会所	東京都世田谷区赤堤二丁目10番13号	会議室	世田谷区立六所橋区民集会所	東京都世田谷区赤堤二丁目10番13号	会議室
世田谷区立松沢区民集会所	東京都世田谷区赤堤五丁目31番5号	会議室 体育室	世田谷区立松沢区民集会所	東京都世田谷区赤堤五丁目31番5号	会議室 体育室
世田谷区立桜上水南地区会館	東京都世田谷区桜上水三丁目4番11号	会議室 大広間 和室	世田谷区立桜上水南地区会館	東京都世田谷区桜上水三丁目4番11号	会議室 大広間 和室

別表第2（第4条、第5条関係）

施設名	使用することができる者
会議室 料理講習室 音楽室	次の要件を満たす団体（以下「区民等の団体」という。） （1） 構成員の2分の1以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、構成員の2分の1以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。） （2） 構成員の総数が5人以上であること。
体育室	区内に住所、勤務先若しくは通学先を有する者（以下「区内在住者等」という。）又は区民等の団体
大広間	午後5時まで 区内に住所を有

別表第2（第4条、第5条関係）

施設名	使用することができる者
会議室 料理講習室 音楽室	次の要件を満たす団体（以下「区民等の団体」という。） （1） 構成員の2分の1以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、構成員の2分の1以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。） （2） 構成員の総数が5人以上であること。
体育室	区内に住所、勤務先若しくは通学先を有する者（以下「区内在住者等」という。）又は区民等の団体
大広間	午後5時まで 区内に住所を有

改正後			改正前		
和室		する者	和室		する者
	午後5時30分以降	区民等の団体		午後5時30分以降	区民等の団体
読書室 卓球室 自転車等駐車場	区内在住者等		読書室 卓球室 自転車等駐車場	区内在住者等	
<u>多目的室</u>	<u>午後6時まで</u>	<u>区内に住所を有する者</u>			
	<u>午後6時以降</u>	<u>区民等の団体</u>			

別表第3（第8条関係）

2 北沢地域

名称	施設の種別	午前	午後A	午後B	夕方	夜間
		午前9時から正午まで	午後0時から午後2時30分まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時30分まで	午後8時から午後9時30分まで

別表第3（第8条関係）

2 北沢地域

名称	施設の種別	午前	午後A	午後B	夕方	夜間
		午前9時から正午まで	午後0時から午後2時30分まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時30分まで	午後8時から午後9時30分まで

改正後							改正前							
						分まで)								
世田谷 区立代 田南地 区会館	第1会 議室	810円	540円	540円	540円	540円	810円	540円	540円	540円	540円	540円	540円	540円
	第2会 議室	300円	200円	200円	200円	200円	300円	200円	200円	200円	200円	200円	200円	200円
	大広間					200円					200円	200円		
	和室					200円					200円	200円		
世田谷 区立代 田地区 会館	大広間					200円					200円	200円		
	和室					200円					200円	200円		
<u>世田谷 区立守 山地区 会館</u>	<u>第1会 議室</u>	<u>1,260円</u>	<u>840円</u>	<u>840円</u>	<u>840円</u>	<u>630円</u>								
	<u>第2会 議室</u>	<u>1,260円</u>	<u>840円</u>	<u>840円</u>	<u>840円</u>	<u>630円</u>								
	<u>第3会 議室</u>	<u>810円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>400円</u>								
	<u>第4会 議室</u>	<u>810円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>400円</u>								
	<u>多目的 室</u>						<u>午後6時から午 後9時までの使 用につき、4,800 円</u>							
<u>世田谷 区立梅 丘地区 会館</u>	<u>第1会 議室</u>	<u>300円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>								
	<u>第2会 議室</u>	<u>300円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>								
	<u>第3会</u>	<u>300円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>								
世田谷 区立梅 丘地区 会館	会議室	810円	540円	540円	540円	540円								

改正後							改正前							
世田谷 区立代 沢東地 区会館	議室													
	大広間					200円	200円					200円	200円	
	和室					200円	200円							
	第1会議室	810円	540円	540円	540円	540円	540円					540円	540円	
	第2会議室	1,260円	840円	840円	840円	840円	840円					840円	840円	
	第3会議室	300円	200円	200円	200円	200円	200円					200円	200円	
	大広間 和室					200円	200円					200円	200円	
世田谷 区立代 沢地区 会館	第1会議室	810円	540円	540円	540円	540円	540円					540円	540円	
	第2会議室	300円	200円	200円	200円	200円	200円					200円	200円	
	第3会議室	300円	200円	200円	200円	200円	200円					200円	200円	
	第4会議室	810円	540円	540円	540円	540円	540円					540円	540円	
	料理講習室	300円	200円	200円	200円	200円	200円					200円	200円	
	大広間 和室					200円	200円					200円	200円	
	世田谷 区立新 代田区 民集会	音楽室	810円	540円	540円	540円	540円	540円					540円	540円
体育室		1,650円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円					1,100円	1,100円	
世田谷 区立代 沢地区 会館	大広間													
	和室													
	第1会議室	810円	540円	540円	540円	540円	540円					540円	540円	
	第2会議室	1,260円	840円	840円	840円	840円	840円					840円	840円	
	第3会議室	300円	200円	200円	200円	200円	200円					200円	200円	
	大広間 和室					200円	200円					200円	200円	
	世田谷 区立代 沢地区 会館	第1会議室	810円	540円	540円	540円	540円	540円					540円	540円
第2会議室		300円	200円	200円	200円	200円	200円					200円	200円	
第3会議室		300円	200円	200円	200円	200円	200円					200円	200円	
第4会議室		810円	540円	540円	540円	540円	540円					540円	540円	
料理講習室		300円	200円	200円	200円	200円	200円					200円	200円	
大広間 和室						200円	200円					200円	200円	
世田谷 区立新 代田区 民集会		音楽室	810円	540円	540円	540円	540円	540円					540円	540円
	体育室	1,650円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円					1,100円	1,100円	

改正後							改正前						
所							所						
世田谷区立羽根木区民集会所	第1会議室	300円	200円	200円	200円	200円	世田谷区立羽根木区民集会所	第1会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第2会議室	300円	200円	200円	200円	200円		第2会議室	300円	200円	200円	200円	200円
世田谷区立大原区民集会所	第1会議室	300円	200円	200円	200円	200円	世田谷区立大原区民集会所	第1会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第2会議室	300円	200円	200円	200円	200円		第2会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第3会議室	300円	200円	200円	200円	200円		第3会議室	300円	200円	200円	200円	200円
世田谷区立下北沢区民集会所	第1会議室	810円	540円	540円	540円	540円	世田谷区立下北沢区民集会所	第1会議室	810円	540円	540円	540円	540円
	第2会議室	300円	200円	200円	200円	200円		第2会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第3会議室	810円	540円	540円	540円	540円		第3会議室	810円	540円	540円	540円	540円
	第4会議室	300円	200円	200円	200円	200円		第4会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第5会議室	300円	200円	200円	200円	200円		第5会議室	300円	200円	200円	200円	200円
世田谷区立北沢地区会館	第1会議室	810円	540円	540円	540円	540円	世田谷区立北沢地区会館	第1会議室	810円	540円	540円	540円	540円
	第2会議室	300円	200円	200円	200円	200円		第2会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第3会議室	300円	200円	200円	200円	200円		第3会議室	300円	200円	200円	200円	200円

改正後							改正前						
	第4会議室	300円	200円	200円	200円	200円		第4会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第5会議室	300円	200円	200円	200円	200円		第5会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	料理講習室	300円	200円	200円	200円	200円		料理講習室	300円	200円	200円	200円	200円
	大広間				200円	200円		大広間				200円	200円
	和室				200円	200円		和室				200円	200円
世田谷区立北沢南区民集会所	第1会議室	810円	540円	540円	540円	540円	世田谷区立北沢南区民集会所	第1会議室	810円	540円	540円	540円	540円
	第2会議室	300円	200円	200円	200円	200円		第2会議室	300円	200円	200円	200円	200円
世田谷区立北沢区民集会所	第1会議室	1,260円	840円	840円	840円	840円	世田谷区立北沢区民集会所	第1会議室	1,260円	840円	840円	840円	840円
	第2会議室	300円	200円	200円	200円	200円		第2会議室	300円	200円	200円	200円	200円
世田谷区立松原地区会館	第1会議室	810円	540円	540円	540円	540円	世田谷区立松原地区会館	第1会議室	810円	540円	540円	540円	540円
	第2会議室	300円	200円	200円	200円	200円		第2会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	大広間				200円	200円		大広間				200円	200円
	和室				200円	200円		和室				200円	200円
世田谷区立六所橋区民集会所	第1会議室	300円	200円	200円	200円	200円	世田谷区立六所橋区民集会所	第1会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第2会議室	300円	200円	200円	200円	200円		第2会議室	300円	200円	200円	200円	200円

改正後						
所	第3会議室	300円	200円	200円	200円	200円
世田谷区立松沢区民集会所	会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	体育室	1,260円	840円	840円	840円	840円
世田谷区立桜上水南地区会館	第1会議室	810円	540円	540円	540円	540円
	第2会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	大広間				200円	200円
	和室				200円	200円

別表第4（第8条関係）省略

改正前						
所	第3会議室	300円	200円	200円	200円	200円
世田谷区立松沢区民集会所	会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	体育室	1,260円	840円	840円	840円	840円
世田谷区立桜上水南地区会館	第1会議室	810円	540円	540円	540円	540円
	第2会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	大広間				200円	200円
	和室				200円	200円

別表第4（第8条関係）省略